

生物多様性国家戦略2010（抜粋）
（平成22年3月16日 閣議決定）

第1部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略

第2章 生物多様性の現状と課題

第1節 生物多様性の危機の構造

1 3つの危機

(3) 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

第3の危機は、人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機です。まず、外来種による生態系の攪乱が挙げられます。ジャワマングース、アライグマ、オオクチバスなど野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に国外や国内の他の地域から導入された外来種が、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっています。特に、他の地域と隔てられ、固有種が多く生息・生育する島嶼などでは、外来種が在来の生物相と生態系を大きく変化させるおそれがあります。外来種問題については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）に基づく輸入・飼養等の規制は始まりましたが、既に国内に定着した外来種の防除には多大な時間と労力が必要となります。

外来生物法による規制が難しい、資材や他の生物に付着して意図せずに導入される生物や国内の他地域から保全上重要な地域や島嶼へ導入される生物なども大きな脅威となります。こうした脅威に対しても、①侵入の防止、②侵入の初期段階での発見と対応、③定着した外来種の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要があります。

第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画

第2章 横断的・基盤的施策

第1節 野生生物の保護と管理

3 生態系を攪乱する要因への対応

（施策の概要）

外来種への対策として、平成17年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が施行され、法の対象となる外来生物の輸入などの制限、防除などを進めています。また、島嶼など特有の生態系を有している地域への外来種による影響の防止対策、資材や生物に付着して非意図的に侵入する外来種への対応なども進めています。

3. 1 外来種、遺伝子組換え生物等

(現状と課題)

外来生物法の施行により、平成22年2月現在97種類の特定期外生物が指定され、生態系などに被害を及ぼす外来生物の輸入や飼養などの規制について一定の成果が上がっています。

アマミノクロウサギやヤンバルクイナといった固有種・希少種が生息する奄美大島や沖縄本島やんばる地域でのジャワマングースの防除など、保護上重要な地域において防除事業を進めており、一定の成果を上げていると考えられますが、継続的に影響の低減を図ることが必要です。アライグマ、オオクチバスなどについては防除手法などを取りまとめ、地方公共団体などによる防除への活用を図っています。また、オオクチバスなどについて、効果的な防除のため、新たな防除手法の開発を行っています。また、ペットを含む外来種の適正な取扱いや、外来種の問題に対する理解の推進に係る普及啓発についてホームページなどを通じて実施しています。

島嶼など特有の生態系を有する地域での外来種対策については、平成21年6月に自然公園法と自然環境保全法が改正され、国立・国定公園や自然環境保全地域において、生態系に被害を及ぼす動植物の放出などにかかる規制が強化されました。また、小笠原諸島におけるノブタ・ノヤギ対策や国立公園におけるオオバコ除去なども含め、外来種の防除が実施されています。

緑化植物については、地域の生物多様性の状況に応じて適切に使用していくため、関係省庁が共同でその問題点を整理し、外来緑化植物の取扱いについて検討しています。引き続き、その影響について情報を収集し、今後の対応を検討する必要があります。

河川の多様な環境は、多様な生物に生息・生育場所を提供し、河川環境に適応した固有の生物も多く、生物の多様性を保全していくうえで重要な場所となっています。このため、河川で問題となる外来種への対応が必要であり、「河川における外来種対策に向けて(案)」(平成13年)、外来種に関する基礎情報と全国の対策事例を取りまとめた「河川における外来種対策の考え方とその事例」(平成15年)及び「河川における外来種対策の考え方とその事例(改訂版)」(平成20年)が作成され、現場の参考とされています。

国際的な交易・交流に伴い、物資などの輸送に付随して非意図的に侵入する外来種による生態系への影響の防止対策に取り組んでいく必要があります。例えば、船舶のバラスト水に混入した生物を排出することにより、海洋・沿岸域における外来種の増殖による生態系の破壊、漁業活動への被害などが懸念されています。このため、平成16年2月に国際海事機関(IMO)においてバラスト水管理条約が採択されました。わが国も条約の発効に必要な作業に貢献する必要があります。

(具体的施策)

[外来種]

- 特定外来生物の輸入、飼養などの規制など、外来生物法の適切な施行を通じ、農林水産業や生態系などへの影響の防止を図るとともに、外来種の取扱いなどに関する普及啓発を推進します。（環境省、農林水産省、文部科学省）
- 平成22年には外来生物法施行後5年を経過することから、同法の施行状況について検討し、必要に応じて所要の措置を講じます。（環境省、農林水産省）
- 奄美大島において希少種への脅威となっているジャワマンダースについて、平成26年度を目標に排除に取り組むなど、希少種の生息地や国立公園、保護林などの保護上重要な地域を中心に外来種の防除事業を進めるほか、アライグマ、オオクチバスなどさまざまな種の防除手法などの検討を行い、地方公共団体などが実施する防除への活用を図ります。（環境省、農林水産省）[再掲（1章9節1.5）]
- 生物多様性保全推進支援事業による地域の取組支援や国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー事業）による国立公園内での取組などにより、地域住民などが主体となった効果的な外来種対策を推進します。（環境省）
- 外来魚による食害防止に向けた効果的な駆除手法を開発します。（農林水産省）
- 小笠原諸島、南西諸島などの島嶼など特有の生態系を有する地域への外来種による影響の防止対策について検討・実施します。（環境省、農林水産省）[再掲（第1章9節1.5）]
- 国立公園、都市公園や道路法面などにおける外来緑化植物の取扱いの基本的考え方などを整理し、外来緑化植物の適切な管理のあり方などについて検討を進めます。（環境省、農林水産省、国土交通省）
- 例えば外来の牧草など、外来緑化植物による生態系影響についてデータを収集分析するとともに、在来種による緑化を推進するため、在来緑化植物の遺伝的多様性についての実態把握を推進します。（環境省）
- アレチウリなど、近年の外来種の河川内における急速な分布拡大は、一部の河川で大きな問題となってきており、引き続き河川における外来種対策を進めていくとともに、外来植生や外来魚などについて調査研究を進め、効果的な対策を検討します。（国土交通省）
- 資材や生物に付着して非意図的に侵入する昆虫などの外来種による影響の防止を図るため、これらの外来種に係る同定マニュアルを作成するなどの侵入防止対策を検討・実施します。（環境省）
- 国内の他地域から持ち込まれる外来種などについては、自然公園法や自然環境保全法の適正な運用をはじめ、生物多様性保全上重要な地域における防除対策、飼養動物の適正管理などを進めます。（環境省）
- カエルツボカビについては、その生態系への影響などに係る調査を実施した結果、国内の野外における両生類から多様なDNA配列のカエルツボカビが確認された一方、野外

においてカエルツボカビによる両生類の死亡事例は確認できませんでした。これらの結果も含め、非意図的に侵入する外来種の情報について、ホームページなどを通じて公表し、その普及啓発を図ります。（環境省）

○ バラスト水管理条約の発効に向けた国際海事機関（IMO）の議論に、引き続き積極的に参加します。（国土交通省、環境省、外務省）〔再掲（1章9節5. 1）（2章4節2. 9）〕